

## 1. 計画策定の背景と目的

今日、私たちが環境について考えるとき、地域の環境保全から地球環境問題に至るまで、幅広く様々な課題が挙げられます。

広くは、地球温暖化、生物種の減少、資源の枯渇など、自然環境の急速な変動によって社会活動の様々な分野で影響が顕在化してきており、人類の存続に関わる重大な問題となっています。こうした地球規模の問題については、20世紀終盤から国際社会における認識が高まり、京都議定書などの温室効果ガス排出削減や、愛知目標などの生物多様性の保全・持続可能な利用など、様々な枠組みづくりが模索されてきました。

我が国における環境問題については、かつての産業公害が沈静化した一方で、生活排水や自動車の排気ガスなどの環境負荷、騒音や悪臭といった近隣公害、不適正な廃棄物の処理、自然環境や景観の保全といった課題が顕在化しています。廃棄物の減量化やリサイクルなどの循環型社会づくりは制度の整備などにより形成されつつありますが、地球温暖化対策などの低炭素社会づくりはまだ進展の途上であります。生物多様性に関する取組は、外来種対策などの部分的なものにとどまっています。

岩沼市は、西部の千貫丘陵から東部の太平洋に至るまでなだらかに平野が広がり、南部には阿武隈川が流れるなど豊かな自然環境に恵まれています。古くから先人たちは人と自然の調和を保ちながら歴史と文化を育んできました。高度経済成長期には阿武隈川沿岸部に立地した大規模工場と公害防止協定を締結するなど、早くから公害対策にも取り組んでいます。近年では、宅地開発などの影響から身近な自然が少なくなるなど、生活環境における課題が見受けられるようになりました。

今日の環境問題の多くは、私たちの生活や産業、都市活動などの様々な場面から生じていることから、行政の規制だけでは解決が困難であり、私たちが暮らす地域からの取組として、全ての市民や事業者が意識をもち、課題の解決に努める必要があります。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、沿岸部の集落の壊滅的被害や災害廃棄物の処理、放射線影響対策、生活・自然環境への影響などの深刻かつ重要な課題に直面するとともに、我が国のエネルギー政策のあり方が問われています。このため、本市をはじめ被災市町村では、震災からの復興を進めながら、より良好な環境を創造していくことが求められています。

平成27年3月に本市では、良好な環境の保全及び創造について、基本理念、市・市民・事業者の責務、施策の基本方針などを定めた岩沼市環境基本条例を制定しました。

本計画は、本市を取り巻く様々な環境の変化などを踏まえて、平成28年度からの長期的な目標と施策の方向などを示すとともに、市・市民・事業者の各主体の自主的行動と協働によって、これらを総合的・計画的に推進するものです。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 「岩沼市環境基本条例」に基づく計画

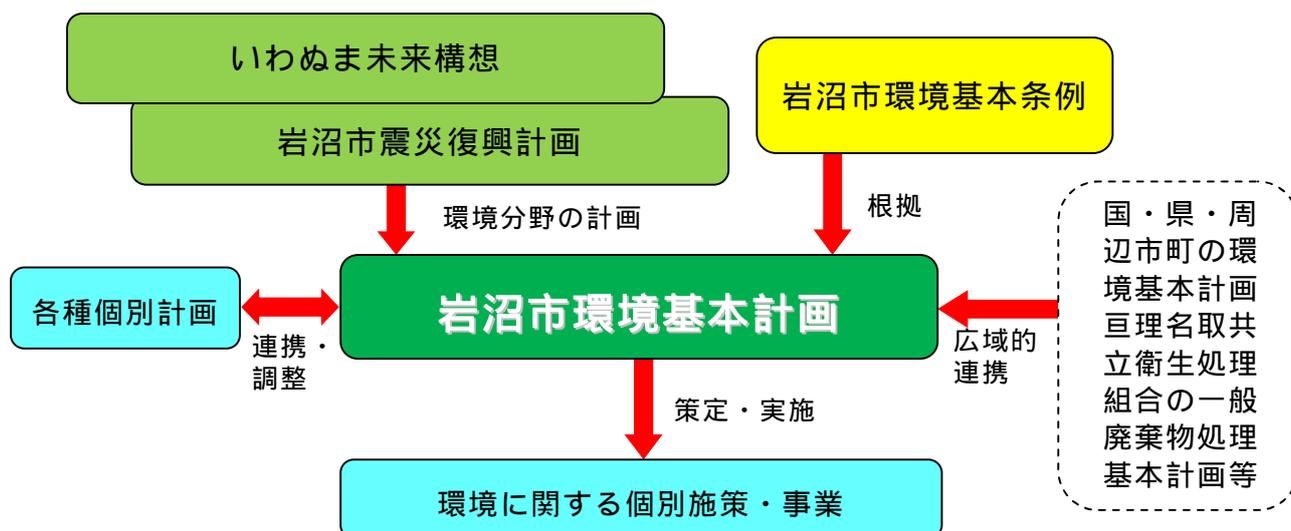
「岩沼市環境基本条例」第8条に基づき定められる、「良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ために策定する計画です。

### (2) 岩沼市の行政計画を環境面で担う計画

本計画は、総合計画である「いわぬま未来構想」(計画期間：平成26～35年度)や東日本大震災からの復興の方向性を示した「岩沼市震災復興計画」(目標年度：平成29年度)における環境関連分野の施策を推進する役割を担います。

また、環境分野の最上位計画として、他の個別計画との連携・調整を図るとともに、各種施策や事業の指針となるものです。

本計画の位置づけ



### (3) 計画期間・目標年次

本計画の計画期間は、平成28年度からの10年間とし、目標年次は平成37年度とします。  
なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況などを踏まえて、必要に応じて適宜見直すこととします。

### (4) 計画の対象地域

本計画は、岩沼市全域を対象とします。  
ただし、大気汚染や水質汚濁、地球温暖化問題など環境問題については、周辺地域のみならず地球全体にまで影響を及ぼす性質のものであるため、広域における関連性も考慮します。

### (5) 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、地球環境、自然環境、生活環境、環境教育など、幅広く環境を捉えることとします。

### (6) 計画推進の主体と役割

本計画の主体は、市・市民・事業者を対象とします。

岩沼市環境基本条例では、各主体の責務が以下のように定めています。本計画では、各主体が実施すべき取組をより具体的に示します。

各主体の責務（岩沼市環境基本条例による）

市	市は、（前条に定める）基本理念に従い、地域の自然的及び社会的条件に応じた良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。
市民	市民は、基本理念に従い、その日常生活において、資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。 前項に定めるもののほか、市民は、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。
事業者	事業者は、基本理念に従い、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講じなければならない。 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

### 3 . 計画の体系

本計画は、6つの章で構成することとします。

第1章は、計画の目的や位置づけ、対象、期間などを示し、本計画の基本的考え方を示します。

第2章は、本市の環境の現況と課題について、環境分野ごとに整理します。

第3章は、本市の長期的展望における目指すべき環境像と取組の姿勢、基本目標を設定します。

第4章は、環境像の実現に向けて、本計画の先導的な役割を果たす取組を掲げます。

第5章は、基本目標の実現のために展開していくべき本市の環境施策と、市民・事業者が実施することが望ましい取組を示します。

第6章は、本計画の実効性を確保するために必要な体制や仕組みを示します。

本計画の体系

